

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第 723号	なたね油 かす及び その粉末	なたね 油かす ペレッ ト	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	含有が許され る有害成分の 最大量及びそ の他制限事項 は、公定規格 のとおり。	朝日肥糧株式会社 香川県高松市朝日 町4丁目11番1号	平成25年8月22 日